

❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀
農林水産知財通信：第5号 農林水産研究の知財ネットワーク 2025年10月8日
❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀

こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。
朝晩は涼しくなり、すっかり秋めいてまいりました。
皆さまにはお変わりなくお過ごしでしょうか。
今月もお役立ち情報をお届けいたしますので、どうぞお楽しみください！

||▶————◀||

私のギモンも解決！知財Q&A vol.4

||▶————◀||

¤テーマ：ブランド名の商標登録¤

相談者：YAMATO県公設試験場知財部員・富士さん
回答者：弁護士・弁理士 松田光代弁護士（弁護士知財ネット）

Q

YAMATO県で生産される鶏のブランド名として「鶏肉・鶏肉製品」を指定商品とする「大和YAMATO X」を商標登録することを検討しています。
知財部長から、「大和YAMATO X」の文字商標としての登録は難しいが、ロゴ化した「大和YAMATO X」であれば登録可能ではないかと指摘を受けました。
文字商標での登録が難しくロゴ化すれば登録できる理由はなんでしょうか。
ロゴ化したもので権利化した場合、文字商標とどのような違いが出るのでしょうか。

A

商標は商品やサービスの目印になるものです。商標権を取得することにより、権利者だけが独占的にその商標を指定した商品やサービス（役務）に使用することができます。
商標法では、自己と他人の商品・役務と区別することができないもの（自他商品識別力のないもの）は商標登録できません（商標法3条）。商品・役務の普通名称や、単に産地や販売地、品質等を示す商標などがこれにあたります。自己と他人の商品・役務を区別することができない商標について独占権を与えることは、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の

信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する」という商標法の目的に反するからです。

さて、ご質問の「大和YAMATO X」ですが、「YAMATO」はYAMATO県さんの名称ですから产地名であることは需要者がまず認識するものであり、「X」は商品の規格や品番等を示す記号の類型として認識されるため、指定商品である「鶏肉・鶏肉製品」との関係では「YAMATO県において生産または販売されているX規格の鶏肉・鶏肉製品」という単に商品の品質（産地・販売地）を表示したもの、と理解されるものであり自他商品の識別力を有しないとして拒絶査定になる可能性が高いと考えられます。

一方、ロゴ化した場合ですが、「大和YAMATO X」に図形などを組み合わせてロゴ化することによって登録可能性は高まります。ロゴ化の程度ですが、文字の商標の書体を工夫しただけでは識別力を有すると判断されて登録となることは難しく、図形や絵などとの組み合わせが多ければ多いほど識別力を有することになり登録可能性が高まります。しかしこの場合、重要視されるのは組み合わせた図形や絵などになりますので、商標の権利範囲としては「大和YAMATO X」だけの文字商標を登録した場合よりもかなり狭くなってしまいます。つまり、登録可能性は高まりますが差止請求などの権利行使が難しい商標になってしまふ可能性があることに注意が必要です。

※詳細な説明は「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」41頁以下参照

Q

「大和YAMATO X」は組合で厳重な品質管理をしており高品質な鶏肉として名が知られておりま

す。生産者さんたちの頑張りを支えるために、なんとか文字商標で「大和YAMATO X」を登録する方法はないのでしょうか。

A

識別力のない文字商標を商標登録するには、特定の出所を示すものとして全国的な周知性（特別顯著性）を獲得する必要があります。しかし、この要件を満たすことは容易ではありません（商標法3条2項）。

「大和YAMATO X」が既に地域ブランド品として需要者の間で広く認識されているのであれば地域団体商標（商標法7条の2）としての出願を検討されてはいかがですか。地域団体商標は、地域団体商標制度は、「地域名」と「商品（役務）名」からなる地域ブランドを保護することにより、地域経済の活性化を目的とした制度です。①地域に根差した団体の商標であること②団体の構成員に使用させる商標であること③地域の名称と商品（役務）に関連性があること④一定の地理的範囲の需要者間である程度有名であること-などの要件を満たせば地域団体商標として登録

が可能です。鶏肉であれば秋田の比内地鶏や高知の四万十鶏などの地域団体商標の登録例があります。

なお商標法からは離れます、「大和YAMATO X」が要件を満たす場合には、農林水産省の地理的表示(GI)保護制度の活用も検討されるとよいかもしれません。GI保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。

さまざまな制度を上手に活用して、地域ブランド品の知名度アップに役立ててください。

※詳細な説明は「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」43頁以下参照

参考資料

「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-1.pdf>

41頁 43頁

<次回の配信予定>

テーマ：農林水産・食品産業分野の支援団体・事業のご紹介

配信時期：10月15日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。